



国土交通省

秋田運輸支局プレスリリース

《発表記者会：秋田県政記者会》

平成31年1月10日

秋田運輸支局

由利本荘市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し 輸送施設の使用停止命令等を発しました。

平成30年3月28日に秋田運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、秋田運輸支局にて行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：光タクシー 株式会社 代表取締役 小石 和弥
(法人番号：8410001004793)
秋田県由利本荘市砂子下48-1

営業所：本社営業所
秋田県由利本荘市砂子下48-1

2. 行政処分等年月日 平成30年12月20日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分 (2両×60日間)

平成31年1月10日から平成31年3月10日まで

(2) 文書警告

4. 違反の概要

- (1) 運賃料金変更事前届出違反 (道路運送法第9条の2第1項)
- (2) 輸送の安全及び旅客の利便確保のための遵守事項違反 (道路運送法第27条第3項)
 - ① 運送引受書交付義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
 - ② 点呼記録義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
 - ③ 乗務等記録義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)
 - ④ 運行指示書作成義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
 - ⑤ 乗務員台帳作成義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
 - ⑥ 運転者に対する指導監督実施及び記録義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
 - ⑦ 初任運転者に対する特別な指導義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

《問い合わせ先》

秋田運輸支局 輸送・監査部門 竹林・大淵

TEL: 018-863-5813